

教 育 行 政 執 行 方 針

令和3年3月

新ひだか町教育委員会

令和3年度新ひだか町教育行政執行方針

1 はじめに

令和3年第1回新ひだか町議会定例会の開会に当たり、教育委員会所管行政に関する執行方針を申し上げます。

新ひだか町教育委員会は、教育基本法に定められた教育の目的及び理念を踏まえ「町の将来を支える心豊かな人づくり」を基本目標に、新ひだか町における教育の一層の振興・充実を目指し、以下の施策を推進します。

2 学校教育の充実について

(1) 未来に生きる力の育成

①主体的・対話的で深い学びの推進

児童生徒が未来社会を生きていく上で必要な資質・能力を身に付け、より一層高めていくため、新学習指導要領の趣旨やねらいを踏まえ、問題解決的な学習過程の「新ひだか町学びのスタンダード」を基本に、1人1台のタブレット端末をはじめとするICT機器や指導者用・学習者用のデジタル教科書の活用による教育のデジタル化に対応した学習指導などを通して、「主体的・対話的で深い学び」を推進します。

また、町研究指定校における公開研究会の開催を支援し、優れた実践の共有財産化を通して、学力向上に関する取組を組織的に進めます。

さらに、ふるさとへの愛着と誇りを育み、将来の町の担い手としての力と、地域の発展に貢献しようとする意欲や態度の育成を目指し、町や関係機関との連携の下、地域の人材や教育資源の活用による体験的な深い学びのある「ふるさと教育」を推進します。

②指導の改善に生きる評価の実施

児童生徒に必要な資質・能力の育成を図るため、全国学力・学習状況調査及び標準学力検査の分析結果を活用するとともに、育成を目指す資質・能力に基づく目標設定と学習評価の実施や客観的な授業評価などにより、一人ひとりの学びの姿による検証改善サイクルの確立に努めます。

③家庭学習と補充的学習の充実

児童生徒に家庭学習習慣の定着を図るため、1人1台のタブレット端末の積極的な活用や、啓発資料「家庭学習のすすめ・手引」の配付、「家庭学習強化週間」の設定、放課後や長期休業中の補充的学習などを学校、家庭及び関係機関との連携により地域ぐるみで取組を進めます。

④外国語（英語）教育の充実

児童生徒が英語によってコミュニケーションを図ることができる資質・能力を身に付けるため、各学校の英語教育推進リーダーが中心となって組織的に外国語教育を推進し、小・中連携による研修会の開催や外国語指導助手の活用、小学校外国語専科指導非常勤講師の配置を通して、教員の指導力の向上と学習活動の改善・充実に努めます。

⑤キャリア教育の充実

児童生徒に望ましい勤労観や職業観を醸成するため、発達段階に応じて計画的にキャリア教育を推進し、教育活動に地域の教育資源及び人材が有効活用されるよう連携協力に努めます。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

①「特別の教科 道徳」(道徳科)の充実

児童生徒に豊かな情操や道徳心、他者への思いやりなどを育むため、家庭や地域と連携した体験的な学習活動や「特別の教科 道徳」における考え議論する授業の実践を深め、道徳教育推進教師が中心となった研修活動の推進により指導力向上や指導体制の充実に努めます。

②望ましい家庭生活習慣の確立

児童生徒の心身の健康保持・増進を図るため、「早寝・早起き・朝ご飯運動」を継続して推進し、スマートフォンやテレビ、ゲーム等の適切かつ節度ある利用の徹底及び「生活リズムチェックシート」等の活用を通じた望ましい家庭生活習慣の確立に努めます。

③体力・運動能力向上の取組の充実

児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をもとに、新体力テストや体育の授業、体育的行事の改善を進め、「体力向上プラン」による「1校1実践」の取組を支援します。

また、「体力向上活動サポーター派遣事業」を継続し、体育の授業における指導方法の改善を促進するほか、シベチャリマラソンや駅伝大会などの町のスポーツ大会等への参加を促します。

④特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒が学習や生活上の困難を克服し自立を図るため、「合理的配慮」のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うとともに、特別支援教育担当教員の専門性の向上や特別支援教育支援員の適切な配置により、個別の指導計画や教育支援計画に基づいた指導の充実に努めます。

また、医療、福祉、保健等の関係機関との連携のもと、早期からの教育相談や適切な就学指導を進めるなど、就学前からの継続的な教育支援を推進します。

⑤健康安全教育の充実

児童生徒が生涯にわたり健康で安全な生活を送る上で必要な資質・能力を身に付けるため、健康安全に関する諸計画及び新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づく健康教育の実施と関係機関・団体との連携による交通安全教育や防犯・防災教育を推進します。

また、町内で生産・収穫された食材を積極的に活用し、栄養バランスのよい安心・安全な学校給食の提供を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

⑥いじめ、不登校及び児童虐待等への取組の充実

いじめの未然防止と早期発見・早期解消のため、各学校で策定している「いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関等との連携の下、組織的かつ迅速な対応に努めます。

また、不登校の未然防止や解消のため、(仮称)「新ひだか町学校適応指導教室」設置に向けた調査研究事業を実施し、相談・支援体制の充実を目指すとともに、学校を中心に家庭や関係機関と連携し、スクールカウンセラーの活用やケース会議の開催などの取組を進めます。

さらに、児童虐待の解消のため、学校が児童生徒の様子などからサインを敏感に察知し、関係機関との連携のもと、関係部署で構成する町自殺対策推進委員会との情報共有に努め、子どもの命を守ることを最優先として組織的に対応します。

(3) 学校力・教師力の向上

①学校組織の活性化

学校組織の活性化を図るため、校長がリーダーシップを発揮して学校経営に当たり、教職員がチームとして力を発揮できるよう学校組織マネジメントの確立を促します。

また、教職員の専門的な資質・能力の向上のため、学校課題に関する各種会議や現職研修会、公開研究会、研修講座への積極的な参加を促し、校内研修を基盤として一人ひとりのキャリアステージに応じた研修への取組やコンプライアンス意識の醸成に努めます。

②カリキュラム・マネジメントの充実

全教職員が新学習指導要領の総則の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの能力を身に付けるため、各学校における日常的な教育課程の編成・実施・評価・改善への取組や新学習指導要領に基づく新しい教育課程の円滑な実施に向けた取組を支援します。

③学校と地域との連携の推進

学校が地域と一体となって、児童生徒の学びや成長を支援する取組を推進するため、「学校運営協議会」を機能させ、学校間連携を充実し、地域に開かれ地域とともにある学校づくりを推進します。

(4) 教育環境の整備・充実

①学校における働き方改革の推進

教職員が健康で生き生きとやりがいを持って職務に精励し、教育活動に専念できる環境の整備を進めるため、国や道の動向を踏まえ、校長会とも連携のうえ、「新ひだか町立学校における働き方改革アクション・プラン」の見直しを図りながら、学校における働き方改革を推進します。

特に、校務の情報化や情報共有化による教職員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、「一斉配信メール」の運用を継続するとともに、「北海道公立学校校務支援システム」の運用による事務の効率化を進めます。

②教育委員会による支援の充実

町内の高校生を支援するため、入学前の予約申込が可能な給付型奨学金制度を継続し、通学費助成及び通学バスの運行等の修学支援を引き続き実施します。

また、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うため、就学援助制度を継続し、本年度は新たな支給項目を加え、制度の拡充を図ります。

さらに、児童生徒に豊かな学びを保障するため、小中学校におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用に向けて、教育のデジタル化を推進するとともに、新ひだか町教育研究協議会の研究・研修活動の充実に努めます。

③小中学校の再編整備の推進

児童生徒の教育条件、教育環境の改善・充実を図り、学校教育の目的・目標をより良く実現するため、「新ひだか町立学校再編整備計画」に基づき、町民の御理解をいただきながら、小中学校の再編整備を計画的に推進します。

3 社会教育の充実について

(1) 社会教育活動の充実

社会教育については、子どもたちから高齢者の方々までの町民一人ひとりが生涯を通して心豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、令和3年度から5か年間の計画を定めた「第3次新ひだか町社会教育中期計画」に基づき、自然・社会・文化体験等の多様な生涯学習事業の推進と主体的な学びを支援するICTを活用した事業の開発と充実に努めます。

公民館は、社会教育活動の拠点として、各種活動団体の情報を発信し、団体活動の活性化を促進します。

また、学校と地域住民等との連携・協働体制づくりが円滑に進められるようにするため、生涯学習人材バンク制度等を活用したコーディネート機能の発揮に努めます。

(2) 芸術文化活動の充実

芸術文化活動については、町民が心豊かな人生を築くため、文化団体等との連携を図り、多様な芸術文化活動の支援と「町民芸術祭」をはじめとする芸術鑑賞機会の充実に努め、「総合町民センターはまなす」の利用促進や各世代の町民が芸術文化に触れる機会の拡充に努めます。

(3) 読書環境・読書活動の充実

図書館は、町民の知的ニーズに応えるため、本館・分館ともに関係機関との協力のもと、計画的な蔵書収集に努めます。

また、幅広い世代の学習活動を支援するため、ブックスタート事業をはじめ、各世代に向けた多様な事業を実施するとともに、インターネット等も活用した広報活動を充実し、図書館利用の活性化に努めます。

さらに、児童生徒の読書習慣の形成を促進するため、図書館司

書の派遣などにより各学校との連携を深め、学校図書館活動と読書指導の充実に取り組みます。

(4) 文化財保護・博物館活動の充実

博物館は、先人が遺した郷土資料を後世に伝えるため、保存と管理を適切に行い、併せて郷土の自然や歴史、文化に関する展示や講座を開催し、学校の「ふるさと教育」への支援を行うなど、子どもから大人まで、町民が親しみながら郷土の姿を学べる機会の提供に努めます。

また、文化財の保護・保存については、町民の文化財愛護思想の高揚を図るため、資料の収集及び調査・研究に努め、とりわけ、国指定史跡「シベチャリ川流域チャシ跡群」については、保存管理計画に基づき、引き続き関係団体と連携し、計画的で適切な保存管理に努めます。

さらに、町民に郷土の歴史や文化などへの関心を高め理解を深めてもらうため、博物館事業の充実を図り、特に本年度は、明治時代に本州各地から本町へ移住した人々に焦点を当てた特別展示や関連する講座の開催などに取り組みます。

(5) スポーツ振興の充実

スポーツの振興については、町民の健康で健やかな生活を支援するため、健康づくり事業やスポーツ教室等を開催して、各年代に応じたスポーツ活動の機会の提供に努めます。

また、スポーツ人口の拡大を図るため、スポーツ推進委員や関係団体と連携し、スポーツ団体の育成や各種大会の開催などの支援に努めます。

さらに、町民が安全・快適に利用できるスポーツ環境づくりを進めるため、各種体育施設の計画的な整備や適切な管理運営に努めます。

ライディングヒルズ静内は、将来を担う子どもたちや町民の誰もが気軽に馬と触れ合え乗馬ができる教育施設として一層利活用されるようにするため、広い視野に立って施設の有効活用の在り方を検討するとともに、利用者等のニーズを捉えた運営と乗馬普及事業等の充実に努めます。

4 結びに

新ひだか町教育委員会は、町の将来を担う子どもたちが、ふるさとに愛着と誇りを持ち未来に向かって逞しく成長していくことができるよう、また、町民一人ひとりが生涯を通じて心豊かに学ぶことができるよう、学校、家庭、地域はもとより、関係機関・団体等との連携を図り、本町における教育のより一層の振興・充実のため、教育施策の推進に全力で取り組んでまいります。

結びに、町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御支援を心からお願い申し上げ、令和3年度の教育行政執行方針といたします。